

行政書士ドメインメール&ウェブサービス利用約款

制定 2005年3月1日
有限会社全行団

【総則】

第1条（利用約款の適用）

本約款は有限会社全行団（以下、当社）が行政書士ドメインメールサービス利用者（以下、利用者）に提供するサービスの一切に適用する。また、当社は本約款に定められていない事柄について全行団ホームページ等を通じて諸規定を定めることがある

- 2 本約款に付帯する資料は、本約款と同等の効力を有するものとする
- 3 当社は、約款に関連する資料と更新情報を全行団ホームページ上で公開することがある。その他のサイト上には一切表示しない
- 4 全行団ホームページ上の告知内容は約款と同等の効力を持つが、他者により改竄された形跡があるときは、改竄された内容については無効とする

第2条（約款の告知）

本約款とその更新履歴は下記全行団ホームページにて告知される

記) <http://www.zengyodan.co.jp/it/mail/yakkan.htm>

第3条（約款の変更）

当社は利用者の了承を得ることなく約款を随時変更できる。ただし、約款の修正に当たっては、事前に利用者の届出電子メールアドレスへ変更のあることを通知しなければならない。当社はその変更内容と履歴を当社のウェブサイトへ表示しなければならない

- 2 別段の定めのない限り、通知が利用者に到達しない場合であっても、全行団ホームページでの告知をもって有効とする

第4条（サービスの提供対象）

本サービスの提供区域は日本国内とする

- 2 本サービスの提供対象は日本行政書士会連合会に登録のある行政書士と行政書士法人および日本行政書士会連合会を構成する単位会とする
- 3 サービス申し込み時に行政書士または行政書士法人であった場合でも、行政書士としての資格を失ったとき、または日本行政書士会連合会の登録会員でなくなったときには本サービスの利用を解除する

第5条（サービスの内容）

当社は利用者に対して gyosei.or.jp ドメインを用いたメールサービス、gyosei.or.jp のサブドメインによるホームページサービス、オプションサービス利用約款および下記全行団ホームページにて告知されるすべてのサービスを提供する

- ・ <http://www.zengyodan.co.jp/it/mail/services.htm>

第6条（ドメインの所有者）

本サービスで利用するドメイン (gyosei.or.jp) の所有者は日本行政書士会連合会にある。オプションサービスで利用する独自ドメインについてはこの限りではない

第7条（サービス提供の責務）

当社は支障なくサービスを利用出来るよう利用者へ貸与したサーバのハードウェアおよび 当社の管理するネットワーク設備の保守に努めるものとする。ただし、サーバ内の利用者のユーザ管理エリア内のコンテンツ、プログラムに関わる部分およびその管理運用責任は利用者の責任とする

第8条（サービスの停止）

当社は以下のいずれかが発生した場合には利用者に事前に通知することなくメンテナンスやその他の理由でサービスの提供を停止することがある

- ・ システムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合
- ・ 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
- ・ 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合
- ・ 戦争、動乱、暴動、騒乱、盗難、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合
- ・ 日本行政書士会連合会から停止の要請があった場合
- ・ その他、運用上あるいは技術上、当社がサービスの一時的な中断を必要とする場合

第9条（サービスの廃止）

当社はサービスの提供を 6 ヶ月以上前に利用者に通知した後、廃止することが出来るものとする。ただし、やむをえない理由がある場合は 6 ヶ月以前でも事前に利用者に通知することで廃止することができるものとする。当社はサービスの提供廃止の際、廃止に伴う利用者または第三者からの損害賠償等の請求を免れるものとする

- 2 当社は日本行政書士会連合会からサービスの廃止の要請があった場合、一定期間をおかずに利用者に通知してサービスを廃止することができるものとする。廃止に伴う利用者または第三者からの損害賠償等の請求を免れるものとする

【利用目的】

第10条（利用目的）

本サービスの利用目的は、単位会のホームページ、単位会用のメール、行政書士事務所のホームページおよび、行政書士業務用のメールに限定される

第11条（利用目的外使用の禁止）

利用者は、第10条の利用目的以外で本サービスを利用してはならないものとする

【遵守事項】

第12条（法令と慣習の遵守）

利用者は一切のサービスの利用に関し適用される全ての法規（日本法に限らず、関係する諸外国の法規も含む）とインターネットにおける良心的慣習を遵守しなければならない

2 下記の行為は法令と慣習の遵守を目的として禁止する

- ・ 他人の著作物を著作者に許可なく、無断で使用する
- ・ 第三者に虚偽の情報を以って不利益をもたらす
- ・ 誹謗、中傷、犯罪に関わる事柄、猥褻等公序良俗に反する情報を掲載
- ・ 他のユーザのアカウント情報でログイン
- ・ その他、不法行為と疑われる行為

第13条（運用上の禁止事項）

下記の行為はサービスの適正な運用の妨げとなるため禁止する

- ・ サーバの機能を低下・停止させるような行為
- ・ サーバを共有する他の利用者の利用を妨げる行為
- ・ CGI、PHP によるチャットルームの開設
- ・ サーバ内での高付加なCGIの使用
- ・ その他サーバ及び回線に過度に負担のかかる使用
- ・ 日本行政書士会連合会との関与を類推されうような、あるいは誤解されるような情報の配信
- ・ 不特定多数へのメールの配送、スパムメール、メール爆弾等の迷惑メールの配信
- ・ 事実の真偽に関わらず、当社または他者に対する誹謗中傷的内容をインターネット上で公開、あるいはメールで通信
- ・ その他、当社が「サービス利用時のガイドライン」に定める行為

第14条（他者からのクレーム）

当社は、利用者が禁止事項に該当する行為を行い、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為された場合、当該利用者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがある。当該利用者はこれに従わなければならないものとする

- ・ 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求
- ・ 本サービスを利用してインターネット上に掲載した情報を削除するよう要求

第15条（約款違反時の対応）

利用者が第12条、第13条、第14条の項目に違反したと判断される場合、利用者に通知することなく一時的にサービスを停止し、掲載された情報を削除することができるものとする。あるいは全サービスの提供の停止および利用契約を解除して終了させることができるものとする

2 利用者が第12条、第13条、第14条に違反し当社または他者に損害が発生した場合には、利用者は損害賠償請求に応じる義務があるものとする

第16条（約款違反時の利用料金）

前条によりサービスの利用が終了した場合、当社はすでに支払われた料金の返還には一切応じないものとし、利用者は当社に支払うべき債務を当社が指定する期日までに一括して支払うものとする

[契約]

第17条（利用料金）

利用者は本サービスの料金はオプション料金も含め、収納代行会社により自動引落し処理により支払うものとする

第18条（支払いサイクル）

利用者は最初にサービスの利用を開始した月の前月末を料金計算日とする締めグループに属し、年間サイクルで利用料を支払うものとする

2 引落し日は料金計算日の次々月の12日が原則である

第19条（スポットオプション料金の支払い）

一時的なサービスであるスポットオプション料金については、他の料金と合算して自動引落しにて支払うものとする。

第20条（継続オプション料金の支払い）

継続オプション料金の支払いについては継続オプションを申し込んだ月からの月割りの利用料と次年度の利用料を次回引落し日に支払うものとする

2 継続オプションサービスが開始された後に中途解約した場合は料金計算日までの料金を次回引落し日に支払わなければならないものとする

第21条（収納不能時の再引落し）

所定引き落とし日に収納が不能になった場合には、次月に引落し処理を行うものとする

第22条（割増金）

再引落しとも不能であった場合、当社は利用者に割増金請求書を送付する。利用者は所定の日までに当社の指定する口座に、所定の利用料に加え、利用料と同額の割増金を支払わなければならないものとする。その際の振り込み手数料は利用者が負担するものとする

第23条（遅延損害金）

利用者が、料金その他の債務について割増金請求の支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該利用者は正規の引落とし予定日の翌日から、支払いの行われた日の前日までの日数について、割増金を加算した額に年率7%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払わなければならないものとする

第24条（利用料金の変更）

当社は一切のサービスに関しての利用料金を利用者に通知した後、変更することができるものとする。

ただし、利用料金の値上げについては、各利用者の払い込み済みのサービスの提供期間を過ぎた後より有効とする

第25条（利用料金の返還）

当社は一度支払われた利用料金は法律に別段の定めがある場合を除いて、返還しないものとする

第26条（自動継続）

料金計算日の前月末までに解約申請が当社に届かない場合は、継続性のサービスを自動継続するものとする

第27条（権利譲渡）

利用者は承認された場合を除き、利用者として有する権利を無断で第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとする

【解約】**第28条（開始時解約）**

利用者は初めて本サービスの利用を当社が利用者に利用を開始できることを通知した日から起算して1ヶ月間以内であればいつでも解約することができるものとする

2 本項による解約では当社は払い込まれた料金を利用者に返還するものとする

3 本項の適用は1度のみとする

第29条（解約）

利用者は料金計算日の前月末までに当社の定める方法により解約申請を行うことでサービスの自動継続を停止することができる

2 解約申請時にサービスの停止日を併記することで料金計算日を待たずにサーバの設定を削除することができる

3 解約時には本サービスで登録された利用者情報はすべて削除するものとする

4 本項による解約では払い込み済みの利用料金の返金は行わない。利用者に債務があるときは当社に即時支払わなければならないものとする

5 本サービス上発生した損害賠償権は解約後も失わないものとする

第30条（解除）

当社は下記の項目に該当するとき、利用者の利用を解除することができる

- ・ 利用者の日本行政書士会連合会への登録がなくなったとき
- ・ 利用者が本約款に違反したとき
- ・ 利用者との連絡がとれなくなったとき
- ・ 利用者の登録情報が日本行政書士会連合会への届出事項と著しく相違し、改善がなされなかったとき

2 本項による解除では払い込み済みの利用料金の返金は行わない。利用者に債務があるときは当社に即時支払わなければならないものとする

3 本サービス上発生した損害賠償権は解除後も失わないものとする

【雑則】**第31条（連絡先情報）**

当社は重要な情報の交換を登録されたメールアドレスで行うことがある。利用者は当社に対し、常に連絡可能な最新の情報を提供する義務を負う。連絡が取れないことによって生じた責任は利用者側が負うこととする。

2 利用者は、下記の項目に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出るものとする。また、特別な事情がない限り日本行政書士会連合会への届け出内容と同一であるよう努めなければならない

- ・ 氏名または名称、屋号
- ・ 住所または居所
- ・ 連絡先電話番号、電子メールアドレス
- ・ 料金支払いに使用する口座に関する情報
- ・ 日本行政書士会連合会への登録情報

第32条（パスワードの保持）

利用者は当社から提供されるログイン用のパスワードを他人に知られないように保持する義務がある。また、パスワードは定期的に変更しメンテナンスしなければならない

2 パスワードを他人に知られ悪用され、当社または他のユーザに損害が発生したとき、当社は利用者に損害賠償を請求することがある

3 利用者において十分な配慮がとられていたことが明らかな場合は、前項の賠償は免責される

第33条（データの消去）

当社は管理上必要があると認められるとき、サーバ内のデータを初期化することがある。その際あらかじめバックアップをとったデータからリストア作業を行うが、当該作業によって発生したいかなる損害についても当社は責任を負わないものとする

第34条（データの無補償）

当社は、サーバ内のデータが物理的な障害または外部からの不正アクセス、同一サーバ内の他のユーザによる不正アクセスにより滅失、漏洩、変更、消去などがあった場合でも、当社に故意または重大な過失がない限り、一切責任を負わないものとする

第35条（通信の秘密）

当社は、本サービスで利用される電子メールで通信される通信内容について傍受してはならないものとする。ただし、以下の場合を除く

2 当社は、メールサーバの適切な運用を目的としてメールサーバのログを保持するものとする。このログには具体的な通信内容は記録されない

3 メールサーバのログから利用者が電子メールを用いて本約款に違反している可能性があることが疑われるときは、当社は当該利用者が送受信したメールのコピーを入手し内容を調査することがある。調査目的にコピーされた電子メールは他者が見ることができないよう厳重に保管される

第36条（秘密を要するデータの取り扱い）

当社はサーバ内のデータが他人から閲覧されないことを保証しない。サーバのセキュリティポリシーは別途公開されるので利用者は独自にサーバ内にセキュリティを確保することが可能である。秘密を要するデータをサーバ内に保存する場合には利用者が自己責任において適切な技術を用いるものとする

2 利用者はオプションサービスを利用することでサーバ内でのセキュリティ確保の方法を学ぶことができる

3 秘密を要するデータが漏洩した場合、当社に故意または重大な過失がない限り当社は責任を負わない。サーバの機能上の欠陥による漏洩であった場合にも同様とする

第37条 (利用者情報の公開)

当社は利用者の情報を他者に知られぬよう厳重に取り扱わなければならないこととする

2 利用者情報の公開に関する原則は下記に従うものとする。このほか、当社のプライバシーポリシーに従い、利用者情報の一部または全部を、限定した対象に提供することがある

- ・ 本サービスのメールアドレス、およびホームページアドレスは公開可能な情報とする
- ・ 事務所名または法人名または屋号は公開可能な情報とする
- ・ 法人、個人、単位会の別は公開可能な情報とする
- ・ 電話番号、郵便番号、住所、その他の情報は個人情報として非公開とする
- ・ 日本行政書士会連合会から情報提供の要請があったときは、利用者の了承を経て提供するものとする
- ・ 法律、条令の定めにより裁判所より情報開示請求があったときは、情報を適切に提供するものとする
- ・ その他の情報については利用者自身が情報の公開、非公開を選択できるようにする

3 当社は本条項により公開可能とされた情報であっても、データをまとめたリストとしては一切他者には提供しないものとする

第38条 (ウイルスチェック)

本サービスではウイルスチェックゲートウェイを用いウイルスを含んだ電子メールを削除する

2 ウイルスチェックは信頼のおけるベンダーのものを使用するが、完全に除去できることは保証しない。ウイルスチェックから漏れた電子メールによってウイルス感染が発生した場合でも当社は一切の責任を負わないものとする

第39条 (スパムチェック)

本サービスではスパムメールと判断されるメールを自動的に削除する

2 スパムチェックは信頼のおけるシステムを利用するが、完全に除去できることは保証しない

3 スパムチェックシステムにより、一部の紛らわしいメールが削除されたとしても当社は一切責任を負わない。ただし、スパムチェックにより削除されたことが疑われるスパムではないメールがあるとき、利用者は当社に申し出ること、以後、同様のメールがスパムチェックにかからないように設定することを当社に依頼できるものとする

第40条 (セキュリティ報告)

利用者はサーバを利用するにあたり、サーバのセキュリティ上の欠陥・脆弱性を発見したときは速やかに当社に報告することが推奨される

2 サーバの欠陥・脆弱性を他者に口外することは、サーバを利用する他のユーザの安全性を脅かす可能性があるため、これを禁止する

3 当社は報告された脆弱性の修復を終えた段階で、脆弱性の存在と修復結果を全行団ホームページ上にて公開するものとする

4 利用者において対策することで脆弱性を無効化出来る可能性があるときは脆弱性の修復を終える前に電子メールにて通知することがある

第41条 (技術レベルの確保)

利用者はCGIプログラム、PHPプログラム、オプションのデータベースの利用などにおいて、セキュリティを確保できるだけの技術的水準を確保しなければ、これらを使用することはできないものとする。利用者は当社の有償技術サポートを利用することで技術レベルを確保することができる

第42条 (アカウント名の変更)

アカウント名の変更はできないものとする

[損害賠償]**第43条 (免責および損害賠償)**

当社の故意または重大な過失により利用者に何らかの損害が発生した場合、当該年度の利用料金を限度として当社は賠償を行う

2 利用者が約款に反する行為を行い当社が損害を被った場合、当該利用者は当社に対して利用契約の解除の如何にかかわらず損害賠償の義務を負うものとする

3 当社の責に帰すべき事由により、利用者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が利用者における利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、利用料金の日割り相当額に利用不能の日数を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、利用者の請求により利用者に現実に発生した損害の賠償に応じる。ただし、当社が支払うべき損害額が 1 万円未満の場合は、次期サービス利用料金から差し引くものとする

4 第1種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して利用者が利用不能となった場合、利用不能となった利用者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、利用者の損害賠償の請求に応じるものとする

第44条 (専属的合意管轄裁判所)

利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、当社本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を利用者と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上